

令和7年度 幼稚園・こども園・保育所（園） 施設利用のご案内

幼稚園、こども園、保育所（園）への入園を希望される場合は、この「施設利用のご案内」をよくご覧いただき、お申込みください。

現在、幼稚園、こども園、保育所（園）等の施設を利用されている方で、令和7年4月以降も継続して施設の利用を希望される場合は手続きが必要です。



<目次>

- 1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 2. 入所手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 3. 現況届について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
- 4. 届出事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
- 5. 市内の施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
- 6. 保育料（利用者負担額）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- 7. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11ページ



1 はじめに

「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、子ども子育て支援の新制度が平成27年4月から始まり、施設を利用する場合は、お子様の年齢や保護者の就労状況等に
応じて、子どものための教育・保育認定を受ける必要があります。

対馬市では、施設利用申込書と子どものための教育・保育認定申請書は兼用となっています。

(1) 就学前児童が利用できる教育・保育施設とは

対馬市内において、0歳から小学校就学前までのお子さんが利用できる施設は、大きく分けて3種類あります。「保育の必要性の認定」の有無やお子さんの年齢などによって利用できる施設が異なりますのでご確認ください。

幼稚園

幼稚園は、学校教育法に基づく「学校」です。満3歳から小学校入学前までの子どもは、教育課程（「幼稚園教育要領」文部科学省告示）に基づく教育が受けられます。

幼稚園で様々な遊びを通して、うまく人とかわれるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気付いたりすることで小学校以降の学習の基盤をつくっています。

認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供する施設です。

教育を希望する児童と保育を必要とする児童が一緒に生活を行い教育・保育を受けます。

0歳から2歳は保育のみ（保育の必要性の認定が必要）、3歳から5歳は、家庭の状況により教育・保育のどちらか（保護者の状況により、教育または保育の必要性の認定が必要）を利用できます。

保育所（園）・へき地保育所

保育所・へき地保育所は、就労や病気のために、児童を家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設であり、下記の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

＜保育を必要とする事由とは＞

保護者が次の要件に該当する場合に、保育の必要性が認定されます。

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| ① 就労 | ： 一月あたり64時間以上就労している場合 |
| ② 妊娠・出産 | ： 出産予定前8週間、出産後8週間できょうだいの保育ができない場合 |
| ③ 疾病・障がい | ： 病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合 |
| ④ 介護・看護 | ： 同居の親族を常時介護または看護している場合 |
| ⑤ 災害復旧 | ： 震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっている場合 |
| ⑥ 求職活動 | ： 求職活動を継続的に行っている場合（最大90日間） |
| ⑦ 就学 | ： 就学・職業訓練をしている場合 |
| ⑧ 虐待・DV | ： 虐待やDVのおそれがある場合 |
| ⑨ 育児休業（休暇） | ： 育児休業（休暇）取得時に、既に保育を利用している場合 |

施 設	幼稚園	認定こども園	保育所・へき地保育所
対 象 年 齢	満3歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前 ※へき地保育所 満3歳～小学校就学前
教 育 保 育 認 定 区 分	1号認定 (満3歳以上・教育標準時間認定) ※教育のみを希望する場合	1号認定 (満3歳以上・教育標準時間認定) ※教育のみを希望する場合 2号認定 (満3歳以上・保育認定) ※「保育の必要性の認定」に該当し、保育を希望する場合 3号認定 (満3歳未満・保育認定) ※「保育の必要性の認定」に該当し、保育を希望する場合	2号認定 (満3歳以上・保育認定) ※「保育の必要性の認定」に該当し、保育を希望する場合 3号認定 (満3歳未満・保育認定) ※「保育の必要性の認定」に該当し、保育を希望する場合
保育料	無償	3歳児クラス以上と0から2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料が無償	3歳児クラス以上と0から2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料が無償 ※へき地保育所は全て無償



(2) ご利用にあたって

①支給認定について

対馬市において教育・保育をうけることを認定した「支給認定証（黄色の A4 書類）」を交付します。
「支給認定証」は、施設への入園に係る大切な書類ですので、認定期間内は保管をお願いします。

認定区分	対象児童
1号認定（保育の必要のない幼児）	満3歳以上で教育を希望される場合
2号認定（保育の必要な幼児）	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定（保育の必要な乳幼児）	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

保育利用を希望する子どものうち、0歳から3歳未満の子どもは「3号認定」、3歳以上の子どもは「2号認定」になります。

②保育の必要量及び入所可能期間について

保育必要量については、父母それぞれの「保育を必要とする事由」により決定されます。
父または母のいずれかが、短時間に該当する場合は、短時間認定となります。

保育必要量	保育利用可能時間	保育を必要とする事由
保育標準時間	1日あたり最大11時間まで ※施設の開所時間内において	就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、就学、虐待・DV
保育短時間	1日あたり最大8時間まで	就労、疾病・障がい、介護・看護、求職活動、育児休業（休暇）

保育を必要とする事由		保育必要量	入所可能期間
就 労	父母いずれかが月64時間以上120時間未満の就労	短時間	年度末まで
	父母いずれも月120時間以上の就労	標準時間	
妊娠・出産	出産予定前8週間、出産後8週間	標準時間	産後8週間を経過した日の月末まで
疾病・障がい	病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合	標準・短時間 （事由による）	年度末まで
介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している場合	標準・短時間 （事由による）	年度末まで
災害復旧	震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっている場合	標準時間	年度末まで
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	短時間	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで
就 学	就学（職業）	標準時間	有効期間の開始日から保護者の卒業予定日まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間	必要と認める期間
育児休業（休暇）	育児休業（休暇）取得時に、既に保育を利用している場合	短時間	育児に係る子が満1歳に達する日の月末まで

※求職活動を理由に入所する場合の入所可能期間は最大で3か月です。

2 入所の手続きについて

(1) 手続きの流れ

1月	認定申請	・ 4月に入所（園）を希望される場合は、申込期限内に手続きを行ってください ※期限までに書類が揃わない場合は、利用調整ができないため、希望される施設への入所が困難となる場合があります。
2月	書類審査	・ 提出された書類に不備がないか確認・審査します。 ※内容確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。
	利用調整	・ 市の基準に基づき、利用調整を行います。 ・ 申込みが多数の場合は、保育の必要性の高い順に利用調整します。
	利用決定（支給認定）	・ 利用決定後、支給認定証と入所（園）承諾通知書を送付します。
3月	口座振替の手続き	・ 対象者には、利用決定後に手続きに必要な書類を送付します。 ・ 新規利用の方は、3月末までに手続きを行ってください。
4月1日	利用開始	
4月中旬	4月～8月分保育料 （利用者負担額）決定	・ 決定後、利用料決定通知書（4～8月分）を送付します。
8月	現況届の提出 市民税課税決定	・ 世帯の状況に変更がないか確認を行います。 ・ 市民税の決定に伴い、9月分以降の保育料の算定を行います。
9月中旬	9月～3月分保育料 （利用者負担額）決定	・ 決定後、利用料決定通知書（9～3月分）を送付します。

(2) 申込期間について

①【定期募集】（令和7年4月に入所希望の方）

令和7年1月6日（月）～1月21日（火）

※この期間を過ぎての申請も可能ですが、入所の可否については期間内の申請者の利用調整後の空き状況により判断させていただきます。

②【随時募集】（令和7年4月以降、随時入所希望の方）

利用開始希望日の1か月前から利用開始希望日の1週間前までに申請書を提出してください。

(3) 申込場所について

①幼稚園・こども園（1号認定）

教育委員会学校教育課・南地区教育事務所・北地区教育事務所・各幼稚園・各こども園

②こども園（2号・3号認定）、保育所（園）、へき地保育所

福祉部こども未来課・市民生活部市民課・美津島行政サービスセンター

峰行政サービスセンター・上県行政サービスセンター・各保育所（園）・各へき地保育所

（※比田勝こども園については比田勝こども園もしくは北地区教育事務所）



(4) 提出書類について

①必ず必要な書類（証明書等は、証明日からおおむね3ヶ月以内のもの）

書類名		部数等
☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書		児童1人につき1部
☐ 同意書		1部（きょうだいで申し込む場合も1部）
☐ 乳幼児問診票		児童1人につき1部
☐ 保育が必要であることを証明する書類 ※保育必要事由によって、下記のとおり必要書類が異なりますので、 該当する必要書類を添付して下さい。		父、母各1部（きょうだいで申し込む場合はコピーを添付）
保育必要事由	必要書類 【幼稚園・こども園（1号認定）希望の場合は、必要無し】	
☐ 就労	下記のいずれか ・（雇用・内定・内職）証明書・・・会社などに勤めている方など ※正規職員以外の場合はシフト表などの提出が必要な場合があります。 ・自営業確認書・・・自営業、農業、漁業に従事している方など	
☐ 妊娠・出産	出産予定届、母子手帳のコピー（表紙と出産予定日がわかる部分）	
☐ 疾病	診断書等	
☐ 障がい	障害者手帳のコピー（等級がわかる部分）	
☐ 介護・看護	介護確認書、介護を受ける方の確認書類（※1）	
☐ 災害復旧	り災証明書	
☐ 求職活動	求職活動状況申立書	
☐ 就学	在学証明書等	
☐ 虐待・DV	公的機関から発行された証明書等	
☐ 育児休業	（雇用・内定・内職）証明書	

※1 要介護認定証のコピー、障害者手帳のコピー、診断書等

②状況に応じて必要な書類

☐ 同居する親族に障がい等の方がいる ※1	障害者手帳等のコピー（等級がわかる部分）
☐ 生活保護を受給している	生活保護受給証明書
☐ その他 ※2	転入前市町村との情報連携を実施し、市町村民税等の確認ができない場合は所得課税証明書

※1 下記のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付がある方
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の受給がある方

※2 転入前市町村とのマイナンバーを利用した情報連携により市町村民税等の確認ができない場合は市町村民税の所得課税証明書の提出が必要となります。（所得課税証明書、特別徴収税額決定通知書または納税通知書（市町村民税の所得割額及び均等割額が分かるもの）のコピー）

提出が必要となる対象者には個別のご連絡いたします。

(5) 入所（園）決定について

①利用調整（入園選考）の方法

申請書類に基づき内容を審査し、優先順位の高い順に決定します。

②入所（園）内定について

利用調整の結果、入所（園）可能な方は【利用承諾通知書】を交付します。

③入所（園）希望施設の記載に当たっての注意事項

申し込み状況により、希望される施設が定員を超過する場合があります。

選考の結果、入所（園）できないこととなった場合、第1希望のみ（他の施設の希望がない）の場合、施設に空きが出ない限り、入所（園）保留（待機）となりますので必ず第3希望まで掲載してください。

3 現況届について

現況届は、既に認定を受けている方について、家庭の状況に変更がないか、また、引き続き保育を必要とする認定事由に該当していることの確認や保育料（利用者負担額）を確定するために必要となります。

4 届出事項の変更について

家庭の状況（住所、保育を必要とする事由等）に変更があった場合は、すみやかに変更の手続きを行ってください。



5 市内の施設一覧

施 設 名		定員	住 所	電話・FAX
公立認定こども園	比田勝こども園	115	上対馬町比田勝170番地	86-2238 86-2247
	豊玉こども園	120	豊玉町仁位94番地1	58-0055 58-0035
公立幼稚園	厳原幼稚園	105	厳原町日吉238番地	52-0134 52-2688
	鶏鳴幼稚園	105	美津島町雞知乙588番地3	54-2366
公立保育所	佐須奈保育所	40	上県町佐須奈乙330番地1	84-2112
	仁田保育所	40	上県町榎滝675番地第1	85-0504
	三根保育所	40	峰町三根65番地	83-0179
	佐賀保育所	40	峰町佐賀435番地イ	82-0049
	雞知保育所	143	美津島町雞知甲1028番地1	54-2343 54-3110
公立へき地保育所	大船越へき地保育所	45	美津島町大船越391番地8	54-2824
	佐須へき地保育所	30	厳原町下原82番地12	56-0147
私立保育園 (福)あすか福祉会	厳原南保育園	230	厳原町田渕933番地	52-2299 52-7765
私立認定こども園 (福)親愛福祉会	親愛こども園	160	厳原町宮谷69番地	52-1183 52-4791

6 保育料（利用者負担額）

【1号認定・2号認定】（3～5歳児）

幼児教育・保育の無償化により、利用者の負担はありません。

【3号認定】

階層 区分	定 義		利用者負担額	
			3号認定 〔0～2歳児 保育園等の児童〕	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3-A	市民税均等割のみ課税世帯及び 市民税所得割課税額 24,300 未満世帯	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	14,500円	14,300円
3-B	市民税所得割課税額 48,600 未満世帯	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	17,600円	17,300円
4-A	77,101円未満	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	22,300円	22,000円
4-B	97,000円未満	ひとり親等世帯	6,700円	6,600円
		その他の世帯	27,000円	26,600円
5	市民税所得割課税世帯	169,000円未満	31,200円	30,600円
6		301,000円未満	42,700円	41,900円
7		397,000円未満	56,000円	55,000円
8		397,000円以上	72,800円	71,500円

※保育料は、利用者負担額表により、父母の市町村民税の合計額、4月1日現在の年齢及び支給認定区分（保育必要量）に応じて階層区分を判定し算定します。

※2歳児は、年度途中で2号認定へと切り替わりますが、満3歳になった後の4月1日までは無償化の対象とはなりません。

※きょうだいで利用する場合、最年長（18歳に達した年度まで）の児童から順に2人目は半額、3人目は無料となります。

【へき地保育所】

利用者の負担はありません。

■利用者負担額の算定

区分	決定通知等発送時期	対象保育料	市民税の課税年度（算定根拠）
初期算定	4月中旬	4～8月分	前年度課税額（前々年分所得で決定）
本算定	9月中旬	9～3月分	本年度課税額（前年分所得で決定）

■利用者負担額の納入方法

口座振替によって対馬市に納付していただきます。

利用料が未納になった場合は、地方税と同様に滞納処分（給与の差し押さえなど）をすることがあります。お支払い忘れがないようにご注意ください。

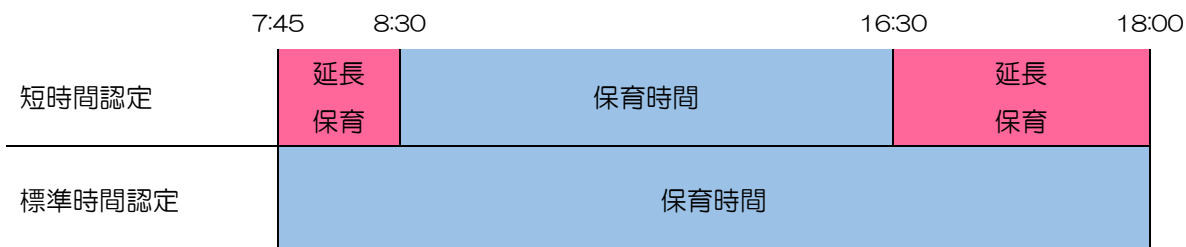
※口座振替の手続きについては、内定時にお知らせします。



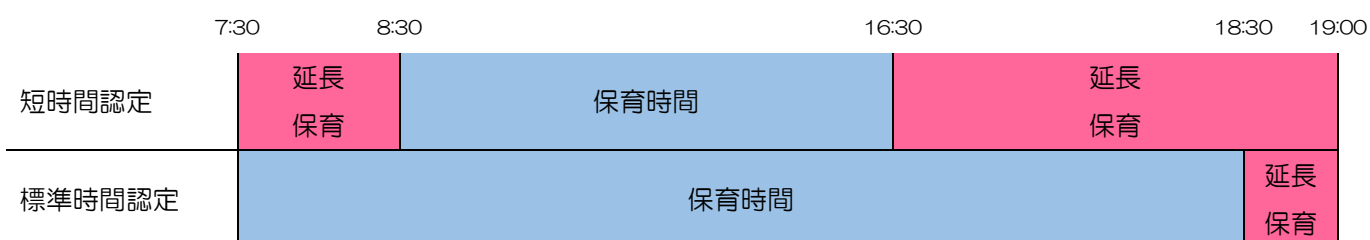
7 その他

延長保育について

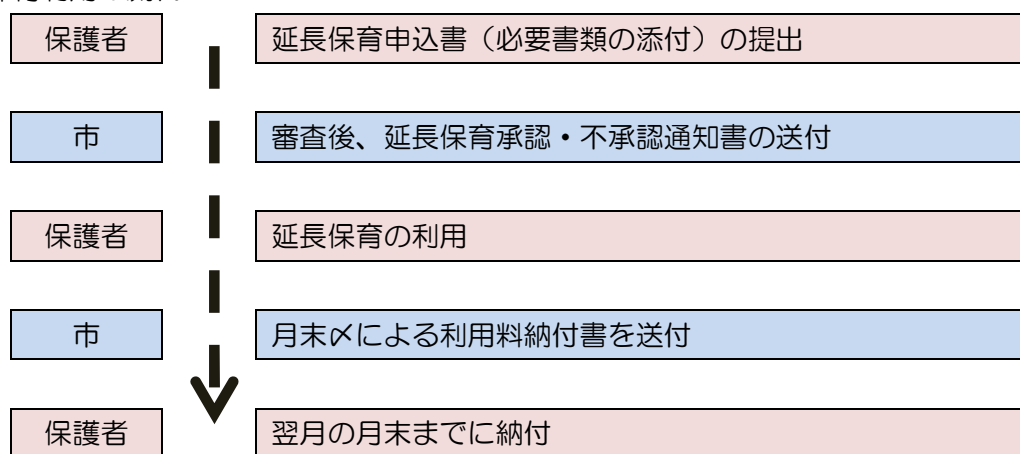
■公立こども園（2号・3号認定）・保育所（難知保育所を除く）・公立へき地保育所



■難知保育所



■延長保育利用の流れ



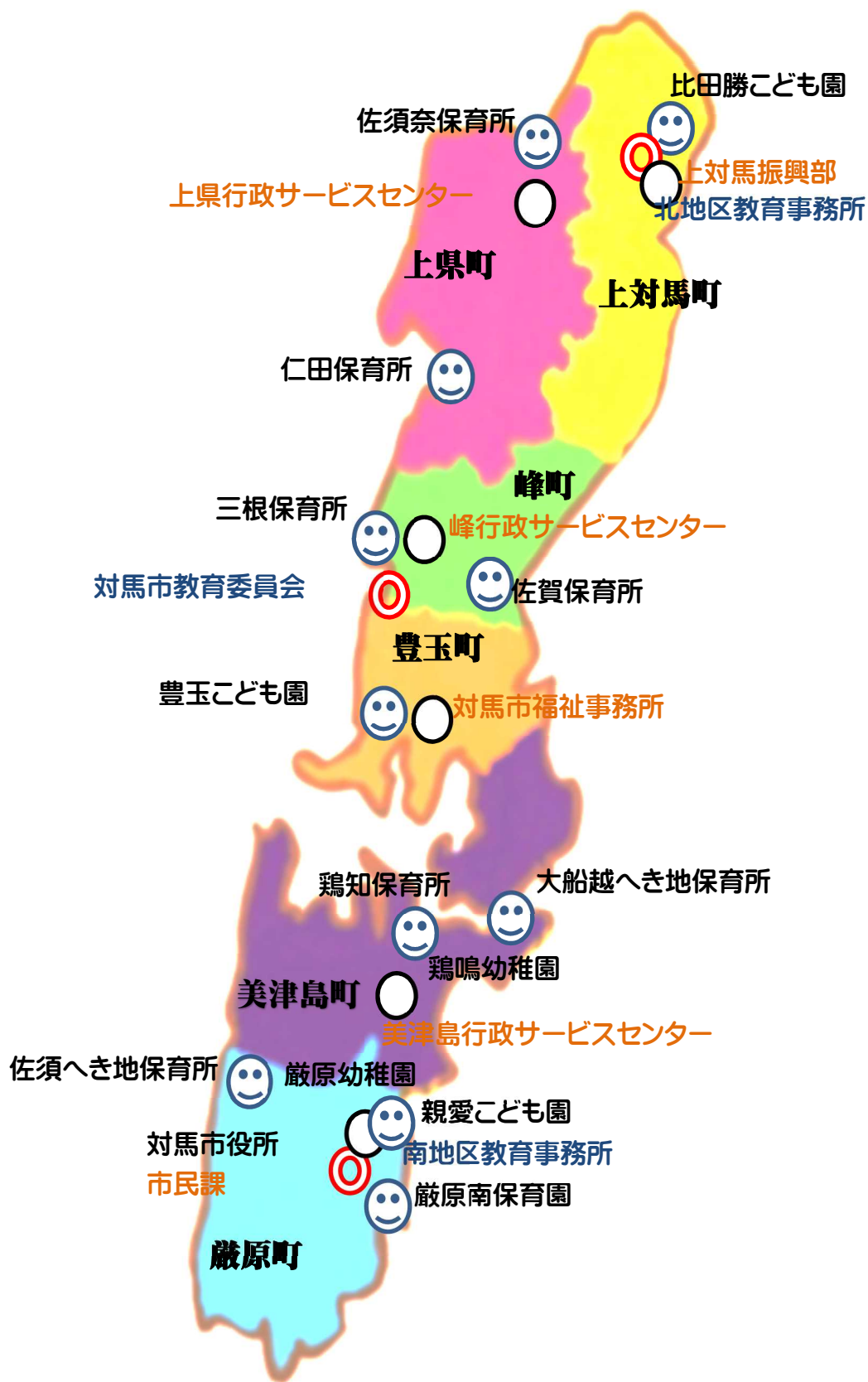
※申込は、原則事前申込（1ヶ月単位）となります。急なシフト変更、職員会議等で事前申込ができない場合は、当日若しくは事後（申込書中の勤務先からの確認印をもらって）の提出を可能とします。

■公立認可保育所延長保育料

3歳未満児	30分あたり	200円
3歳以上児	30分あたり	70円
その他	30分あたり	500円

※「その他」とは、不当な延長保育（理由のない単なるお迎えの遅延）の利用における延長保育料であり、年齢は関係なく一律とします。※へき地保育所においては、延長保育料は発生しません。

対馬市こども園、幼稚園、保育所（園）関係位置図





(問い合わせ先)

対馬市福祉部 こども未来課

Tel 0920-58-1117

対馬市教育委員会 学校教育課

Tel 0920-88-2001